

序章 はじめに

1 景観とは

「地域らしさ」を表し、地域への誇りや愛着により醸成されるもの

- 景観とは、周囲の環境やまちなみなど、私たちが普段目しているものを指します。ひとつのものから成り立つのではなく、建物、木々、道路、海など、様々なものが合わさり、影響し合っただけでなく、複合的なものです。景観とは、以下のように考えることができます。

様々な要素が反映され、地域の特性によって異なるもの

- 景観は、景観法において明確に定義されていませんが、第2条（基本理念）において「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」とあります。良好な景観や相応しい景観とは、その地域の歴史や文化、人々の暮らし方や生業、地形や気候などが反映され、その地域の特性を背景として地域「らしさ」があらわれたものであり、地域によってそれぞれ異なるものであると考えられます。

長い年月を経て、多くの人の手によって形成されるもの

- 景観は、一日で成り立つものではなく、そこに暮らした人々の歴史や気候の変化、社会情勢の変化など多くの事柄の影響を受けながら長い年月を経て変化し、調和の中で醸成されるものです。一人ひとりが身近な緑化や清掃を行うことも景観づくりの一つであり、地道な活動の積み重ねによって景観が形づくられていきます。



位置関係や距離によって見え方が異なるもの

- 景観は、眺める人の位置と、眺める対象との位置関係によって見え方が異なります。距離に応じた見え方の違いに着目すると、近景、中景、遠景に分類することができます。



2 計画策定の目的

- わが国では、平成 15 年に美しい国づくり政策大綱が公表され、歴史、文化、風土など地域の特性に根ざした美しさを重視する国づくりの方向性が示されました。平成 16 年には日本で初めての総合的な景観に関する法律である景観法が施行され、この景観法の施行により、市町村は地域の良好な景観形成の取り組みに強制力をもって行うことが可能となり、全国の市町村の景観形成に対する取り組みへの大きな後押しとなりました。
- その一方で社会情勢は近年大きく変化を遂げており、少子高齢化や人口減少、地域間競争の進展を背景に、将来を支えるための取り組みのひとつとして、都市の魅力を高める取り組みの重要性が高まっています。
- 本市は、起伏のある地形と豊かな山なみ、三河湾をはじめとした自然に包まれ、竹島などの豊富な景観資源が存在しています。この豊かな自然環境のもと、良好な景観を守り、創り、育て、次世代へ継承することが大切です。
- 本市では、平成 8 年に「蒲郡市景観基本計画」を、平成 9 年には「蒲郡市地区景観基本計画」を策定しました。また、景観賞や景観絵画コンクールなどの景観普及活動も実施してきました。
- 平成 29 年 6 月 20 日に蒲郡市は、景観行政団体へ移行しました。今後も将来にわたり自然地形と市街地が調和した本市らしい景観の維持・保全及び、創出のため、景観法に基づく景観計画を策定し、将来の景観づくりに向けたビジョン及び、景観づくりのルールや施策などの取り組みの方向性を体系的に示します。

景観法(平成16年制定)の概要

基本理念 良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」。

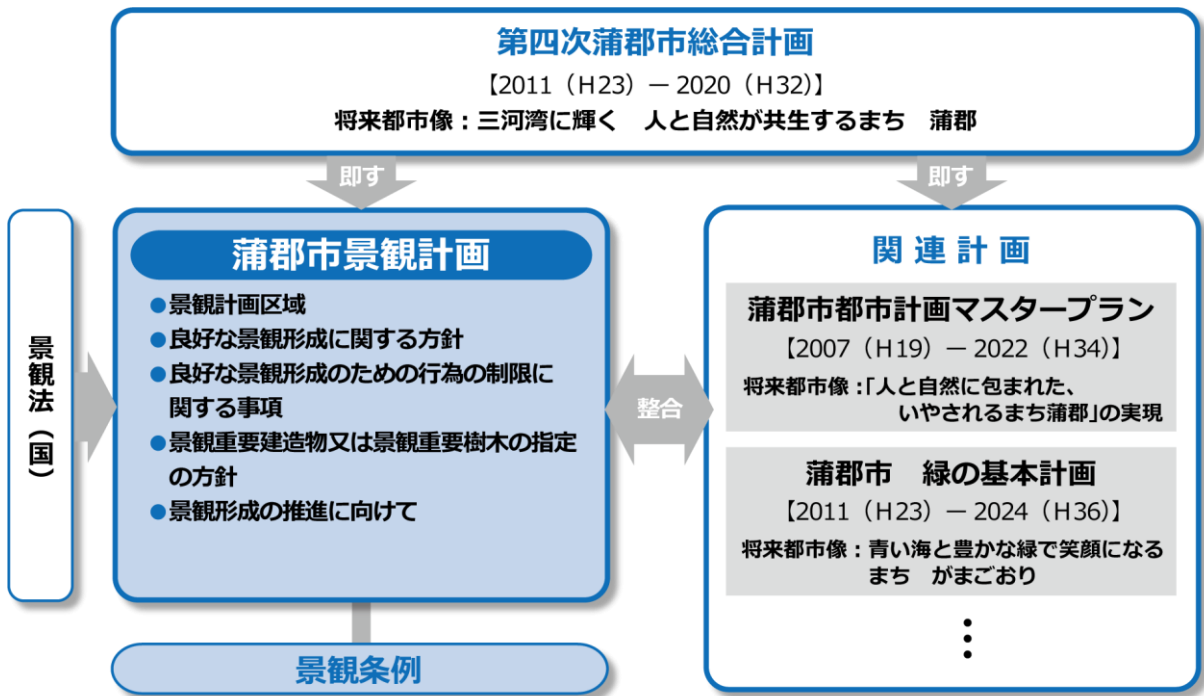


(資料：国土交通省)

3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第四次蒲郡市総合計画」に即し、「蒲郡市都市計画マスタープラン」や「蒲郡市 緑の基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

本計画は、これら上位関連計画と地域特性を踏まえ、良好な景観を形成するための景観まちづくりに関する基本的な計画として位置づけます。



「蒲郡市景観計画」の位置づけ

4 計画の構成

本計画の構成は、以下に示すとおりです。

